総務委員会資料

令和6年1月22日

総務部総務課

**区長部局におけるいじめ相談窓口の設置について**

１　概要

（１）開 設 日　　令和６年１月４日

（２）受付日時　　月曜日から金曜日まで（祝日および年末年始を除く。）

午前９時から午後５時まで

（３）相談方法　　◇随時相談

いじめ対策ポータルサイト（※）、電話（通話料無料）、手

紙（郵送料無料）、メール

◇事前予約相談

区公式LINE「いじめ相談予約」より予約

※令和６年１月下旬目途に児童・生徒タブレット端末に、上記サイトからもアクセスできるようアイコン配備予定

（４）相談対応　　◇社会福祉士や認定心理士等の資格や子どもに係る相談経験

等を有するいじめ相談員による適切な対応

◇弁護士による客観的かつ中立的な対応

（５）場　　所　　いじめ相談対策室（第三庁舎４階）

２　相談対応の流れ  
①相談者から事実経過・要望等の聴取  
②教育委員会、学校および関係者へ事実経過の確認  
③対応方針の検討・教育委員会等との協議  
④対応方針の決定・実施  
⑤いじめ収束確認後、学校による被害児童・生徒の見守り（３ヶ月間）  
⑥いじめ解消

３　周知

（１）区ホームページやSNSへの掲載　　　　　　　 　令和６年１月４日

（２）広報しながわへの掲載　　　　　　　 　　　　　令和６年１月１１日号

（３）各区立学校の児童・生徒へのチラシ配布　 　　　令和６年１月下旬

４　その他

（１）より一層の総合的かつ効果的ないじめ対策を実施するため、品川区いじめ

防止対策推進条例の一部改正を予定

（２）上記改正の内容に加え、令和６年１月から３月までの相談対応実績を踏ま

えた、品川区いじめ防止対策基本方針の一部改定を予定